

シニア雇用に関する実態調査及び政策検討業務 募集要項

愛知県では、次の調査業務を公募により実施することとし、業務委託先を募集します。

1 調査の目的

少子高齢化による生産年齢人口の減少が進む中であって、本県においても中小企業を中心に人手不足は深刻化しています。一方で、2030年頃にはいわゆる団塊ジュニア世代（1971年から1974年生まれ）が60歳以上となる中で、今後、高齢（シニア）の労働者は増加していくことが見込まれます。

こうした増加する高齢者が愛知県内において自らの経済状況やライフスタイルなどに合わせて、就業先や働き方等を選択し、生き生きと働くことができる環境を整えるとともに、企業における人手不足の解消につなげることは、益々重要になると考えられます。

このため、県民及び県内企業を対象に、選好や希望、課題等に関するアンケート調査を実施し、それらの分析を通じて、両者のギャップを把握します。また、こうしたギャップを解消するためのボトルネックを解明し、それを解決するための有効な政策の検討を行います。

2 調査の内容

- (1) 県民（シニア）の就労意向・選好・課題等に関する意識調査
- (2) 県内企業のシニア雇用に関する意向・課題・ニーズ等に関する調査
- (3) 上記を踏まえた有効な政策の検討

※詳細は、別添1の委託業務仕様書をご参照ください。

3 委託の方法

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結します。ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

なお、選定された受託候補者の業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

4 委託金額限度額

委託金額の上限は7,867,000円（消費税及び地方消費税込み）とします。なお、委託料の支払い方法は精算払いとします。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

5 委託契約期間

契約締結の日から2027年2月26日（金）まで

6 応募資格

応募の資格者は法人又は個人とし、次の要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であって、応募受付期間において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。

7 応募方法等

(1) 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

ア 開催日時

2026 年 3 月 9 日（月）午後 2 時から 2 時 30 分まで

イ 場所

オンライン開催（Microsoft Teams 会議を使用）

ウ 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行ってください。お申込みいただいた方へ、オンライン会議の URL や注意事項等を電子メールで送付します。

- ・ 申込期限：2026 年 3 月 6 日（金）正午
- ・ メールの件名は「シニア雇用実態調査・政策検討委託業務の説明会参加」としてください。
- ・ 本文中に次の 1～3 を記載してください。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 申込先：愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第三グループ
電子メール：kikaku@pref.aichi.lg.jp

(2) 企画提案書の提出

本業務の受託を希望される方は、別添 2 「企画提案書類作成要領」により必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る。）、宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかにより提出してください。

ア 提出書類

- (ア) 企画応募書（様式 1）
- (イ) 企画提案書（様式自由）
- (ウ) 経費積算書（様式自由）
- (エ) 事業実施体制及び同種事業実績（様式 2）
- (オ) 添付書類（提出者（団体）の概要がわかる資料）（様式自由）
- (カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）（※応募要件ではありません）

ませんが、該当がある場合は提出してください。)

イ 提出部数

上記アの(イ)、(ウ)及び(エ)については各7部を、(ア)、(オ)及び(カ)については各1部、提出してください。

ウ 提出期限

2026年3月24日(火)午後5時(必着)

郵送・宅配便の場合は、提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。

※ 事前に電話連絡すること。

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第三グループ

オ その他

- ・ 企画提案に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・ 提出された企画提案書類は返却しません。

(3) 応募に関する問い合わせ先

愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第三グループ 担当：菅野・石川

所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6473 (ダイヤルイン)

8 提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定します。

(2) 審査方法

提出された企画提案書類について、県が形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において審査を行い選定します。ただし、企画提案が5件を超える場合、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う場合があります。

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じられませんので御了承ください。

審査に当たり、企画提案書の内容についてプレゼンテーション(Microsoft Teams 会議によるオンライン開催を予定)をしていただくとともに、質疑応答の機会を設けます(日程は2026年3月30日(月)を予定しています)。プレゼンテーションを実施していただく方には、時間、開催方法、留意事項等を2026年3月26日(木)までに通知します。

(3) 審査基準

選定委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

ア 業務の実施体制

- ・ 業務の実施体制の適切さ、同種又は類似業務の実績

イ 業務全体の方針・進め方

- ・ 業務全体の方針、業務実施の工程(プロセス)及びスケジュールの適切さ

ウ 調査業務内容

(ア) アンケート調査による実態調査

- ・ 県民（シニア）調査における対象やサンプル数、手法の適切さ
- ・ 企業調査における手法の適切さ
- ・ 調査結果の分析における手法の適切さ
- ・ 調査結果の分析において明らかにすることを想定する仮説の適切さ

(イ) 有効な政策の検討・整理

- ・ 政策検討の方向性や手法の適切さ

(ウ) 企業や関係機関、先進的な取組を実施する団体等へのヒアリング調査

- ・ ヒアリング先として想定する対象や政策検討へのフィードバックプロセスの適切さ

(エ) その他

- ・ 独自の追加提案の適切さ

エ 見積金額

- ・ 経費項目、見積金額の適切さ

オ 社会的価値の実現に資する取組

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全ての企画提案者に対して文書にて通知します。

9 質疑

本業務に関して質問がある場合には、以下により、質問書を提出してください。

(1) 質問書の様式

別紙による。

(2) 提出期限

2026年3月13日（金）正午（必着）

(3) 提出方法

愛知県政策企画局企画調整部企画課に電子メールで提出してください。件名は「シニア雇用実態調査・政策検討委託業務に関する質問」としてください。

電子メール：kikaku@pref.aichi.lg.jp

(4) 質問への回答

2026年3月18日（水）までに、質問者及び説明会の参加者すべてに電子メールにて通知します。また、愛知県公式ウェブサイト「ネットあいち」に掲載します。

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けません。

10 スケジュール（予定）

2026年	3月	9日（月）	説明会の開催
		13日（金）	質問書の提出期限
		18日（水）	質問書に対する回答の公表
		24日（火）	企画提案書類の提出期限
		30日（月）	プレゼンテーション等の実施（対象者のみ）
	4月	上旬	委託先の決定・契約

11 その他

- (1) 企画提案は1者につき1提案までとします。
- (2) 企画提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 企画提案書類提出後に辞退する場合、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出することとします。
- (4) 次のア～ウに該当した場合、企画提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合又は虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (5) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (6) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県の Web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照してください。
- (7) この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、愛知県が定めることとします。

12 留意事項

本契約は、当該業務に係る愛知県議会における予算成立を条件とします。